

マイナンバーとは？

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する上で、非常に重要な制度です。

生活がより便利に！

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることをスムーズに確認するためのものです。

さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになりさまざまなメリットをもたらします。

国民の利便性の向上

1 面倒な手続きが簡単に



添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、手続きなどの負担が軽減されます。

また、自身の行政情報を自分で確認したり、様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。

行政の効率化

2 手続きが正確で早くなる



行政機関などで、情報の照合、転記、入力などの時間や労力が大幅に削減されます。

また、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

公平・公正な社会の実現

3 給付金などの不正受給の防止



所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、納税を不当に免れることや給付金等の不正受給が防止できるとともに、本当に困っている方を把握して、きめ細かな支援を行うことができます。

今年の10月から、 あなたにも マイナンバーが 通知されます



10月以降、1人1枚あなたの個人番号をお知らせするカードが届きます。

マイナンバーの通知
〒簡易書留にて



通知カードは住民票の住所に簡易書留（世帯主宛）で届きます。今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、現在住所に住民票を異動してください。
※通知カードは転送されません。



届いたらまずすることは

①書留の中身を確認

以下の4つが入っているか確認してください。

- (1)宛名台紙
- (2)通知カード+個人カード交付申請書等（世帯人数分同封）
- (3)説明用パンフレット
- (4)返信封筒

②内容の確認

通知カードには、個人番号のほか、氏名、住所、生年月日などが記載されています。

念のため、記載事項に誤りがないか確認してください。

③大切に保管してください

マイナンバーは、一生変更されない固有の番号です。

通知カードは紙製で、個人番号カードの交付申請書と一体になっていますので、切り離して免許証・保険証などと同様に、無くさないよう気をつけてください。

※個人番号カードについて

上記カードは個人番号を通知するためのカードです。

電子申請などに使用できる個人番号カードの取得については、お住まいの市町村に申請する必要があります。（3ページ参照）

平成29年1月～

国の行政機関
の間で情報連
携を開始

平成29年7月～

4

地方公共団体
等も含め、情
報連携を開始